

町・県民税の“申告相談”は 2月16日から3月5日までです

各地区での申告相談日程

【日和佐地区】（ の日は、役場での申告相談の受付はできません。）

月日	曜日	受付時間	受付場所	地区
2月16日	金	午前9時から午後5時まで	大戸集会所	久望・馬路・大戸
2月19日	月	午前9時から午後5時まで	北河内集会所	本村・登り・北分
2月20日	火	午前9時から午後5時まで	基幹集落センター	寺野・野田・遠野・影野・栗作・原尻・日浦
2月21日	水	午前9時から午後5時まで	基幹集落センター	赤松の上記以外の地区
2月22日	木	午前9時から午後5時まで	山河内集会所	山河内全域
2月23日	金	午前9時から午後5時まで	西河内集会所	西河内全域
2月26日	月	午前9時から午後7時まで	役場本庁舎2階会議室	恵比須浜・田井
2月27日	火	午前9時から午後7時まで	役場本庁舎2階会議室	東町・戎町
2月28日	水	午前9時から午後7時まで	役場本庁舎2階会議室	中村町・奥河町
3月1日	木	午前9時から午後7時まで	役場本庁舎2階会議室	弁才天・寺込・奥潟・外磯町
3月2日	金	午前9時から午後7時まで	役場本庁舎2階会議室	井ノ上・天神町・桜町
3月5日	月	午前9時から午後7時まで	役場本庁舎2階会議室	西町・本町・大久保団地

【由岐地区】（ の日は、支所での申告相談の受付はできません。）

月日	曜日	受付時間	受付場所	地区
2月19日	月	午前10時から午後2時まで	伊座利漁協2階	伊座利
2月20日	火	午前10時から午後3時まで	阿部出張所（診療所）	阿部
2月21日	水	午前9時30分から午後3時まで	志和岐漁協2階	志和岐
2月22日	木	午前9時30分から午後3時まで	木岐公民館1階	木岐
2月23日	金	午前9時から午後7時まで	由岐支所2階大会議室	東由岐・西由岐
2月26日	月	午前9時から午後7時まで	由岐支所2階大会議室	西の地・港町・田井

今年も町・県民税の申告相談の時期がまいりました。

税金は、納税者の皆さんがそれぞれ自分の1年間の所得を計算して、それをもとにして納税をすることになっています。申告相談の期間は上記のとおり2月16日から3月5日までとなっています。また、役場本庁舎2階会議室・由岐支所2階大会議室での申告相談の受付時間については、午後7時まで時間を延長して相談を受け付けますので、必ずこの期間内に平成18年中の所得の申告を行ってください。

なお、仕事の都合ややむを得ない事情等により上記期間中に申告ができない方は、遅くとも3月15日までに必ず申告を行ってください。

この所得の申告は、平成19年度の町県民税や国民健康保険税及び各種制度（障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等）の適用の算定基礎となる重要なものです。

申告をしなければならない人

平成19年1月1日現在で、美波町内に在住し、平成18年1月1日から12月31日までの1年間に所得のあった人。

このほか、国民健康保険に加入している世帯や各種制度（障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等）の適用を受けている方については、所得のあるなしにかかわらず必ず申告をしてください。申告ができていないと、国保税の軽減措置が受けられなかったり各種の証明書等の発行ができなくなり、不利益をうける場合があります。（次ページに続く。）